

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人桃井鉢次の上告趣意第一点及び第二点について。

本件記録中に存する所論各弁護人に関する弁護人選任届について調査すると弁護人 A に関するものは（記録四六五丁）昭和二三年一一月一二日附をもつて大阪高等裁判所宛に提出されているが弁護人 B に関するものは（記録四七七丁）同年一一月一〇日附をもつて京都地方裁判所宮津支部宛に提出されていることが認められるのである。そして本件第一審判決は同年一一月二日に言渡されているのであるから右弁護人 B に関する弁護人選任届の日附が第一審判決宣告前であることとその宛先が第一審裁判所である京都地方裁判所宮津支部である点からみて同弁護人の選任届は第一審裁判所に対するものであつて原審に対するものとは認められないである。

従つて右弁護人 B は原審における弁護人ではなかつたのであるから原審において同弁護人に対して公判期日の召喚手続をとらなかつたのは当然のことであつて原判決には所論のような違法なく論旨はいずれも理由がない。

同第三点について。

原判決の確定した事実は被告人は第一審相被告人 C 等と共に上昭和二三年九月中旬政府の免許を受けずに京都府与謝郡 a 町附近の海岸から朝鮮に向か小型船舶によつて雑品類を密輸出しようと企図し被告人は C に頼まれて密航船の入手を斡旋すること及び船積みまで密輸出すべき貨物を保管することを引受け翌一〇月初美津生丸を見付けてきたが見分の結果右 C の気に入らなかつたので更に別に適當な船舶を探し出すこととなつて奔走し、なおその頃右 C 及び原審相被告人 D から送つてきた密輸出すべき貨物三五個を自分が代表者として経営している E 株式会社工場外二個所において保管したというのであつて原判決は被告人の右所為に対し昭和二三年七

月七日法律第一〇七号所得稅法の一部を改正する等の法律第二三条關稅法第七六条等を適用処断しているのである。そして右關稅法第七六条第一項は「免許ヲ受ケヌシテ貨物ノ輸出ヲ図リタル者……」と規定しているのでその意義は輸出を企図した行為を処罰する趣旨であるから単に未遂の場合のみならず予備の場合をも包含するものと解するのが相当である。右關稅法第七六条は昭和二五年四月三〇日法律第一一七号をもつて改正せられ改正法は「免許ヲ受ケヌシテ貨物ノ輸出又は輸入ヲ為シタル者は五年以下ノ懲役若ハ五〇万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス（第一項）前項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ予備ヲ為シタル者又ハ同項の犯罪ノ実行ニ着手シ之ヲ遂ケサル者亦同項ニ同シ（第二項）」と明規するに至つたものであるが、それは法律の改正によつて新たに予備を処罰する規定を設けた趣旨ではなく従前の規定の趣旨を明確にしたに過ぎないものと解すべきである、ところで關稅法の罰則等の特例に関する勅令（昭和二一年五月一六日勅令第二七七号）第一条第二項は「……免許がないのに物品の輸出をしようとした者…」と規定しているのであつてその解釈について論旨指摘のような当裁判所の判例のあることは所論のとおりであるが右判例はいずれも右勅令違反の事件に関するもので本件關稅法第七六条の解釈を示したものでないから本件に適切でない。而して原判決が確定した前記の事実は未だ予備の程度に過ぎないものと認められるのであるが關稅法第七六条第一項に規定する「輸出ヲ図リタル者」にはその予備をした者を含むと解釈すべきであるから原判決が本件につき同法条を適用したことは相当であつて原判決には所論のような違法はない、従つて論旨（一）はその理由がない。次に本件犯罪は昭和二三年九月中旬以降同年一〇月初に行われたことは原判決の確定しているところであるから本件には昭和二三年七月七日法律第一〇七号所得稅法の一部を改正する等の法律第二三条によつて改正された關稅法第七六条の適用があることは明かである、従つて原判決が前示法律第二三条を引用したことは正当であつて論旨（二）はその理由がない。

よつて刑訴施行法第二条旧刑訴第四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は全裁判官一致の意見である。

検察官 小幡勇三郎関与

昭和二五年七月二八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	塚	崎	直	義
裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎